

町長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 交際費は、町長が行政執行のため町を代表して外部との交際上、特に必要と認める場合に支出する経費であり、交際費の支出の適正化を図るため、支出に関し基準を定める。

(責務)

第2条 交際費の支出にあたっては社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

(支出先)

第3条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 町の事務事業に直接かつ親密な関係にあるもの
- (2) 町政の進展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 町長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第4条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

- (1) 会費 各種団体の会費及び懇親会等に係る経費
- (2) 慶祝 慶事及び総会等各種団体が行う行事のお祝いに係る経費
- (3) 弔慰 葬儀等における生花、供物、香典支出に係る経費
- (4) 見舞い 病気、災害、事故等に対する見舞金
- (5) 接遇 来客を応接するための飲食、記念品に係る経費
- (6) 謝意 町政協力者、視察訪問先等に対する謝意に係る経費
- (7) その他 その他町政の運営において、支出することが適当と認められる場合に係る経費

(改正)

第5条 この基準については、常に社会通念に沿うとともに町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化に応じて適時見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成24年5月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

この基準は、平成29年5月1日から施行する。

別表 1

支出金額

会費	会費又は実費相当額
慶祝	別に定める内規の範囲内
弔慰	別に定める内規の範囲内
見舞い	別に定める内規の範囲内
接遇	社会通念上妥当と認める範囲内
謝意	社会通念上妥当と認める範囲内
<p>支出限度額については、地域の習慣等特別な理由により、上記で定める金額により難しい事情がある場合には、金額を調整できるものとする。</p> <p>町長又は町長に代わって町を代表する者に伴う支出だけとし、それ以外の者については、その職務上特に必要と認められる場合に限り、町長と協議のうえ、支出できるものとする。</p>	